オン道だより

創刊号

TAGAWAKOUIKI-SUIDOUDAYORI

ささえるつながる 安全安心 田川の水資源



大道だよりを 割刊します

企業長原口正弘(川崎町長)

田川広域水道企業団企業長の原口正弘でございます。

「田川広域水道だより」の創刊にあたり、一言ご 挨拶を申し上げます。

田川広域水道企業団は、田川地域の水道事業の効率化を図るため、田川市、川崎町、糸田町、福智町の1市3町で行っていた水道事業と田川地区水道企業団で行っていた水道用水供給事業を事業統合し、令和5年4月1日から事業を開始しております。

この度、企業団の活動を広く知っていただくため、 広報紙を発行することといたしました。今後は、年 2回程度、定期的にお届けする予定です。職員一丸 となってサービス水準の向上に取り組んでまいりま すので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げ ます。





田川市



糸田町



令和 5 年度

優良地方公営企業 総務大臣表彰

を受賞しました

7月27日、当企業団は経営の健全性が確保 されており、かつ、他の地方公営企業の模範と なる取組を行っているとして令和5年度優良地 方公営企業総務大臣表彰を受賞しました。

当企業団の用水供給事業と1市3町の水道事業との統合を実施するとともに、水道料金を統一する料金改定を実施し、1市3町の供給単価の上昇及び料金改定に伴う住民負担の上昇を抑制した取り組みが評価されたものです。



前列左から2人目 原口企業長、 右隣 内藤総務事務次官



水道料金のお支払いに関するお知らせ

- 1 お支払い、検針について
 - ・偶数月検針の地域(4月、6月、8月、10月、12月、2月)
 - ○田川市 福智町
 - ・ 奇数月検針の地域(5月、7月、9月、11月、1月、3月)
 - ○田川市 川崎町 糸田町

令和5年度より2か月に一度の支払いになりました! 検針した月の翌月末が納付書の支払い期限になります。

使 用 月		8月	9月	10月	11月	12月
偶数月検針地域	検 針	-		—		→ •
	支払期間	_	7月8月使用分	_	9月10月使用分	
奇数月検針地域	検 針		→ •		-	
	支払期間		1	8月9月使用分	-	10月11月使用分

支払い忘れを防ぐためにも、口座振替をおすすめします!

※対応金融機関は納付書でご確認ください。口座振替日は検針した翌月の25日です。

2 窓口のご案内



福智町料金窓口

糸田町料金窓口 (糸田町役場1階)

田川広域水道企業団

(田川市役所別館2階)

川崎町料金窓口 (川崎町役場1階)

▶料金センターおよび料金窓口では

料金のお支払い、水道の閉開栓の受付、その他水道料金に ついてのご相談等の業務を行っております。

電話番号 0947-23-2171

(田川広域水道企業団料金センター)

営業時間 8:30~17:00 ±日祝日は休みです。 [福智町・糸田町に関しては17:15まで営業しています]

水道使用の開始・中止の手続きがインターネットで できるようになりました。

詳しくはホームページをご覧ください。

田川広域水道企業団 Q 検索

◎漏水等が発生した時の問い合わせ

給水装置(メーター器より家屋側の給水パイプ及び機器など)についての漏水調査・修繕工事はお客様のご負担 となります。そのため漏水調査・修繕工事は、お客様から水道業者に直接依頼していただくことになります。

※水道業者の連絡先につきましては、田川広域水道企業団のホームページに業者一覧がございますので、そちらを ご覧ください。

◎漏水減額について

漏水の修繕をされた場合、水道料金の減額の制度があります。ただし、漏水内容によっては、減額できない場合 があります。詳しくは田川広域水道企業団料金センターへお問い合わせください。

料金センター TEL: 0947-23-2171